

〔公募論文〕

「対話」「物語」によるケイパビリティの発掘

——ヌスバウムのロールズ批判——

能戸雄大

はじめに

ジョン・ロールズ (John Rawls) の『正義論 (A Theory of Justice)』は、歴史的な社会契約説の伝統を復活して、功利主義に代わる、現代の社会正義の構想を呈示した理論として、政治哲学のみならず様々な学問領域から評価される。『正義論』はロールズの初期の著作であるが、後期の著作である『政治的リベラリズム (Political Liberalism)』における議論も『正義論』を論証の土台としており、『正義論』は依然として彼の理論の中心にある。

アリストテレス研究者であるマーサ・ヌスバウム (Martha C. Nussbaum) は『正義のフロンティア——障害者・外国人・動物という境界を越えて (Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership)』のなかで、「二十世紀において最大の説得力と影響力をもつ正義論」(ヌスバウム：一七)としてロールズの理論を『政治的リベラリズム

「対話」「物語」によるケイパビリティの発掘——ヌスバウムのロールズ批判——

ム』をも含めて高く評価している。しかし、ヌスバウムは、「彼の理論がなしている諸想定が必然的にもなっている」(同：三二) 未解決の問題を大きく分けて三つ指摘している。一つ目は器質的損傷 (impairment) と障碍 (disability) に関する問題、二つ目はナシヨナリティの問題、三つ目は人間以外の動物の扱いの問題である。ヌスバウムによれば、これらの問題はロールズが継承している社会契約説の諸理論による社会正義の構想に起因しており、問題解決のためには、理論構造を新しいものに変えなくてはならない。従って彼女はロールズ『正義論』の理論に批判を加えつつ彼の理論の射程の拡張を試みる。

ところで、私が倫理学の問題として捉えなければならないという関心をもつものに、ケア (care) 概念とケアの倫理がある¹⁾。近代の主流派の倫理学、つまり、同等の権利、権原を持つものに同等の処遇を行うという正義の倫理(広義にはリベラリズムとも理解可能)とは別に、他者への配慮や自他の関係性を重視するケアの倫理の議論がある。ケアの倫理の論者は正義の倫理の論者に対して、「誰もが他人から応答してもらえ、仲間に入れられ、誰一人として取り残されたり傷つけられたりほしくない」(ギリガン：六三)と主張し、正義よりもケアを社会基盤の根底において社会を目指す。その一方で、ケアするひとの限界に着目し、ケアするひとの責任以上のケア行為を抑止させるように、正義の枠組みの中でケアを捉える構想も存在する。さらにまた、市場経済での自他の関係といった公的空間では正義の倫理の規範を用い、家庭や友人関係といった私的空間ではケアの倫理の規範を用いるという折衷案も存在する。

しかしながら、こうした「正義」対「ケア」論争の中心となる、両倫理の理論はそもそもの出自が異なるし、何を重要視している(目的に据えている)のかも異なる。ケアの倫理の中に正義の倫理の中の正義という規範を組み入れること、反対に、正義の倫理の中にケアの倫理のケアという規範を組み込むことは不可能ではない。しかし「こうし

た場合に、くみいれられた規範の意味は、その規範がもう一方の倫理理論のなかで占めていた意味から変容されたり、それぞれの倫理理論のなかで異なる評価を付与されたり」(品川二〇〇七：一六二)することになる²⁾。

私は、ヌスバウムがロールズの継承している社会契約の理論に投げかけている諸問題を、正義の倫理が、障害者や少数者という弱者の存在や彼らのニーズに気をかける配慮を欠いているということとを糾弾する問題提起だと考える。だが彼女は必ずしも、ケア自体を社会基盤にすることを訴えているわけではない。彼女が社会基盤と考えているのは、ケアを受ける、あるいは行うことを可能とする「能力 (capability)」³⁾である。正義の倫理とケアの倫理という論争の図式の中で彼女の立ち位置は、基本的にはロールズやアマルティア・セン (Amartya Sen) を継承しているので、正義概念を根底に置いて社会を考える立場である。しかしながら、能力アプローチのなかにケアの視点を社会政策に組み入れようとしていることに注目し、本論考で取り上げる。

(一) ではロールズの主著である『正義論』を概括し、(二) ではロールズの議論を超えるためにヌスバウムが試みる、能力アプローチを概括し、「正義」対「ケア」の図式における彼女の位置を確認する。(三) では、能力アプローチがどのような裏付けを元にして発動するのかを、ヌスバウムと異なる道筋で、「対話」と「物語」という概念を用いて考察する。

一、『正義論』の目標、「公正としての正義」、「原初状態」の概説

ロールズの社会契約論とは、これから社会を作るメンバーがどのような原理に基づいて社会を作るかを考える試み

である。したがって、「社会とは相互の相対的利益を目指す、協働の冒険的企て」を意味するが、「そこには利害の一致だけではなく衝突も顕著に見られるのが通例である。社会的な協働によつて、各人が独力でひとり暮らしを続けるのと比べて、ましな生活が可能となるがゆえに、利害の一致が成立する」(ロールズ…六)。

このようにロールズは、社会を利己的な個人の集団と想定し、成員内の互いの利害が一致せず衝突する理由を、「人々が各自の目的を追求するにあつて、相互連携がもたらす便益の取り分がより大きくなることを選好するため、便益の分配がどれ程の大きさになるかに関して、無関心ではいられないから」(同…七)と説明する。

しかし、社会の成員が互いに利己的であるにしても、前述したように、各人が独力でひとり暮らしを続けるのと比べて、ましな生活が可能となるがゆえに、社会は存在しないよりも存在する方がよい。そのため、人々は一組の原理を作る。この基礎的な原理の下で法や決まりなどの「複数の社会的な制度編成 (arrangement)」(同上)が構築され、それにしたがつて個々人が手にする相対的利益の分割が定められる。制度は複数ありうるもので、そのどれを選ぶか実際に、さらに適切な分配上の取り分に関する合意事項を確定する必要がある。このため、社会の基礎的諸制度における権利と義務との適切な割り当て方を決定するとともに、社会的な協働がもたらす便益と負担との適切な分配を定めるのである。この割り当て方、分配の適切さがすなわち正義である。

だが、便益と負担の適切な分配が正しく行われているだけでは秩序だった社会とは言えない。秩序だった社会の中の個人は、それぞれ異なる善の構想を有していると同時に、一定の正義感覚を持つ存在であつて、むやみに自分の善の構想を追求するのではなくて正義に配慮する。彼らのような存在が成員である社会が秩序だった社会であり、「正義に関する公共的な考え方が社会を事実上統制」(同…七)している状態である。実生活での一人ひとは自己利益を追求するが、互いに互いが同一の正義の原理を受諾していることを承知して、基礎的な社会の制度は全て原理

を満たしていることも承知しているのなら、互いに自己利益を追求する存在であり、利害が衝突した際にこれを裁定する観点をも、互いが持つていることを承認している。つまり、自己利益を追求するにしても社会的な協働がもたらす便益と負担との適切な分配のもとで初めて、獲得できる自己利益の見通しは合理的にできるようになるのだから、「正義を求める一般的な願望によって、正義以外の目標の追求が制限される」(同・八)のである。

よって『正義論』では、個々人の意思決定や判断といった特定の行為や、個々人の性格について、正義に適合するか否かは判定されない。ここでの論題は社会正義に絞られており、「正義の第一義的な主題をなすものとは、社会の基礎構造(中略)」「⁴正確に言えば、主要な社会制度が権利と義務を分配し、社会的協働が生み出した相対的利益の分割を決定する方式(中略)である。政治の基本組織・政体および経済と社会の重要な制度編成がこうした主要な諸制度にあたるものと私は考えている。」(同・一〇)もし、基礎構造が正義に適ったものとなつてゐるのなら、経済的・社会的情況のレベルの異なる人びとに正義に適合しかたで対応でき、人生のスタートの段階から一人ひとりの社会生活が正義に適ったものとなるだろう。その意味で、基礎構造を考察する意義は大きいと考えられるのだ。

そこで、「社会の基礎構造に関わる正義の諸原理こそが原初的な合意の対象となる」(同・一六)。合意という手続きをとつてゐるのは、『正義論』が、「社会全体の善の増大」という目的を最初から掲げる功利主義とは違い、正義に適った社会を構築するための原理は、その内実が最初から決まつてゐるのではなく、ただ「自由で合理的な諸個人が平等な初期状態において受諾すると考えられる原理」(同上)としてのみ考えられるからである。この理路を「公正としての正義」(同上)と呼び、その初期状態を「原初状態(original position)」と呼ぶ。

原初状態という情況の特徴としてロールズは、「誰もが社会における自分の境遇、階級上の地位や社会的身分、生来の資産、能力、知性、体力等々の分配及び分配について誰がどの程度の運を持つて獲得しているのかについて知ら

ない。」ということ。「原初状態下における人々は、各々の善の構想や、特有の心理的な偏りも知らない。」ということを設定する。この原初状態下の人々へ課される設定を無知のヴェール (veil of ignorance) と呼ぶ。このことにより、原初状態の当事者達は自然本性的な、生まれの偶発性により有利不利がつかない状況となり、そして個人を特定できないので誰かを贖済する諸原理を策定できない。このため、原初状態において全員が合意できる原理は全ての個人に公正なものと考えられ、正義に適っている。

原初状態下で当事者達が合意するだろうとロールズが考えている原理は次の二つ⁽⁵⁾である。第一原理は、「平等な自由の原理」と呼ばれ、社会生活の基本をなす自由は皆に平等に分配されるということを決めている。第二原理は「格差原理」と「公正な機会均等の原理」と呼ばれるもので、この第二原理のもとで、最も恵まれていないひとの暮らし向きを最大限に改善し、地位や職に就く際は機会均等の下で公正に競い合う限りで、経済的地位の不平等が容認される。

この章で述べたのは『正義論』の構想の出発点であり、ホップズ、ロック、ルソーに始まる社会契約説という伝統を現代にマッチさせたロールズの『正義論』の根本をなす部分である。

二、『正義のフロンティア』の可能性アプローチとヌスバウムの ケアの要素の扱い方

冒頭で述べた、ヌスバウムが提示する社会契約の伝統が対応できていない正義に関する三つの問題のうち、器質的

損傷と障害に関する問題を中心に考察する。伝統的な社会契約の理論で念頭に置かれてきた人間は、障害の無い生産力のある男性であり、障害をもつ人々を社会に包摂しようという政治的な運動は伝統的な社会契約説のなかに当初から含まれていたものではない。このような切り捨ては直観的にも正義に適っているとは考え難い。

ここでヌสบアウムは、伝統的な社会契約の理論は「社会の基本的原理は誰によって設計されるのか、と社会の基本的諸原理は誰のために設計されているのかという、原理的に異なる二つの問題を融合している」（ヌสบアウム：二二三）と考える。この融合ゆえに、伝統的な社会契約の理論は、器質的損傷や障害をもつ人々が、「誰によって設計されるのか」「誰のために設計されるのか」という、いずれの「誰」の中にも入らないという二重の問題を抱えることとなる。原初状態の当事者達は無知のヴェールをかけられており、ヌสบアウムによれば、その設定のもとで結果的に「彼らの知的・身体的な能力は（中略）すべて正常の範囲内にある」（同：二二四）と想定する傾向を持つ。ロールズは非常に重度な器質的損傷を抱えているひとの存在を意識しているが、その問題は原初状態で採択される基礎原理の問題ではなくて、基礎原理に則って社会が構築されたそのあとで作られる法で対処すればよいと考えている。

ところで、ロールズは社会契約によって議論を進めるが、彼の理論は純粹に利己心に訴えるものではない。つまり、相互有利性のみからよって政治原理を導出するわけではない。「古典的な社会契約の諸要素と、選択対象の政治原理に重要な制約をもたらすカント的な道徳的な諸要素とを、混成した理論である」（同：六六）からだ。

ロールズの『正義論』における原初状態での当事者たちは二面性を持っている。自らの有利性を考慮し自らの善の構想を達成するように行動する、利害関心に忠実なモデルとしての側面、そして無知のヴェールによつて提供される、己の善の構想をも情報制約された公正感覚のモデルとしての側面である。前者は、社会的協働の意義としての相互有利性を強調するという、伝統的契約説の考え方を示しており、後者には、「各人は社会全体の福祉でさえも覆す

ことのできない、正義にもとづく不可侵性を保持している」（ロールズ…三）というカント的で直観的な観念が突出している。つまりロールズの議論は「ハイブリッド」（ヌスバウム…七〇）である。

だが、なぜ人びとは他者と社会契約を結ぶべきなのかという問いに対しては、根本的には相互有利性によってとしか答えられない。なぜなら、ロールズはヒュームの言う正義の状況^①に拘束されているために、同意する契約当事者は利己的なもの同士であり、利己的である以上は相互有利性に訴える他ないからだ。そのため、相互有利性が期待できない身体的・知的な障害のある人は契約当事者から除外され、したがって「その人のために社会が作られる」という対象からも除外されてしまう。基本的な正義の諸原理を設計する段階で、身体的・知的な器質的損傷のある人の利害関心を含むことができないという問題はここから発生している。

このようにヌスバウムはホップズのな社会契約という考え方、つまり全ての個人は相互有利性によって契約を結ぶ存在であるというような考え方には賛同していない。そして、ロールズの社会契約の中のカントに依拠する部分に対しては両義的な見解を抱いている。すなわち一方で、ヌスバウムはロールズの社会契約の考え方を「各人が目的であるという観念が理念の核心に存在しているし、またもちろん、ひとたび熟議がスタートしたならば、当事者たちがいづれかの個人にとって不公正となる仕方では全体の福利を追求することがないように、『原初状態』は組み立てられている」（同…一三九）として人間の尊厳の観念を議論に組み入れている部分を評価している。だが他方で、知的障害のある人びとへの考察を、カント的な人格の構想を用いて行うロールズに対しては、「平等性と互恵性という重要な観念とにとつて、知的・道徳的な能力の保持が中心であるとするカント的な人格の構想の観点から（中略）特徴を与えられたロールズの人格の構想は、道徳的な人格性と動物性の分裂という考えを、少なくとも示唆している。」（同…一五二）というふうに、その見解が、社会契約の土俵に立てる人間は理性的存在者であることを強く主張し、

また考える能力によつて、尊重される範囲を分けて、そのために人間と動物の峻別を明確にしている点を批判している。

このことを踏まえ、ヌスバウムが提示する代替案は可能能力アプローチである。可能能力とは、人々が「実際になしえたり、なりえたりすること」を充足するシステムや方策などの集合として考えられる力である。

可能能力という概念は、ヌスバウムと共同研究を行う、経済学者のセンに由来する。センは、ロールズの構想する原初状態の下で起る成員たちの討議によつて、その分配が求められるであろう「善」の代替物を「社会的基本財 (the social primary goods)」と設定し、具体的には所得と富を考える。だが現実には、「財を所有していても、財を適切に機能させることができないひと」がいる。(例えば、災害時の被災者への食料支援を考える際に、包装米飯や即席麺を被災者に提供したとしても、彼らの周りには加熱用の電子レンジや、湯を沸かすためのポットが無いため、それらの食糧を機能させること、つまり食へることはできない。可能能力の意図である、「財を適切に機能させること」がいかにして可能かということに着目すると、ここでは、手間が掛かるかもしれないが定期的に炊き出しを行ったり、多くの救援物資を利用可能にするためのインフラの整備が肝要であることが分かる。)すると、基本財を平等にするだけでは、ロールズが想像している所期の効果は挙がらないのではないか。基本財の構想への代替案としてセンが提示するのは、可能能力である。

具体的には、ヌスバウムは、人間の中心的な可能能力として次の項目を挙げている。(同…九〇より一部抜粋)

一、生命(通常の長さの人生の終局まで生きられること。早死にしたり、自らの生が衰退して生きるに値しなくなる前に死んだりしないこと。)

二、身体の健康(健康、住居、栄養を適切なかたちでもちうること)

- 三、身体の不可侵性（自由な転居、暴力を受けないこと、性的満足・妊娠・出産の機会）
 - 四、感覚・想像力・思考力（を用いて、自分の心を働かせること）
 - 五、感情（愛すること、嘆き悲しむことができること）
 - 六、実践理性（人生の計画について批判的に省察ができること）
 - 七、連帯（他者と共に生きること、自尊と屈辱を受けないことの社会的基盤を持つこと）
 - 八、ほかの種との共生（動植物や自然に気遣い関わりが持てること）
 - 九、遊び（笑うことができること、遊ぶことができること）
 - 十、自分の環境の管理（政治的・物質的なことに関わる）ができること
- このリストの可能性は修正可能なものであり、「基本的な観念は、私たちはこれらのひとつひとつの可能性がない人生を想像することによって、そのような人生は人間の尊厳に見合った人生ではないと主張しうる、というものである」（同：九二）とヌスバウムは述べている。またこれは各個人が重要だと考えるため、（どの人もニーズに満ちた存在だと考えることがどの人においても可能であるために）可能性アプローチは普遍的であるとしている。
- 可能性アプローチとロールズの契約主義の違いは、基本的な理論構造にある。ロールズのアプローチは正義への手続きであり、公正さや、偏りのなさといった特性を現実の人々に与える過程である。この手続きを経て作られる原理は何であれ正義に適ったものである、という考え方である。これは、その原理が適用されたことで人々にもたらされる結果を直接に見て、それが道徳的に良好な状態かをチェックしない。対照的に可能性アプローチは結果から出発し、その結果が生まれる、もしくははその結果に近くなるような政治的手続きを探索する。「手続きはこの結果を促すものである限りにおいて、よい手続きとなる」（同：九七）。

可能能力アプローチは複数の質的、量的に異なる目的を含み、そして社会計画がそれを全て包括するものであることを願う。このことが可能能力アプローチを、正確さに乏しい理論にしているのではないかという疑問に対しヌスバウムは、「それらすべてが尊厳のある生活の最小限の要件であり（中略）それらの質的な異なりを認めることが、まっとうな社会が、その市民たちにもたらさなければならないことがらに関する正確さを減ずるのではなく（中略）増すやり方である。」（同・九九）と答えている。可能能力を社会構築の基礎とするこのアプローチは、アリストテレスの研究であるヌスバウムの「正義に先行する善の構想」（川本・七七）を描き出したものである。一人ひとりに対して思い描く可能能力という構想は、数値のようなクリアーな基準を持ち出さない。一人ひとりの可能能力を考えることは体系化されているわけではないが、個人の細部を考えることができる。このように細部を考える点で可能能力アプローチは緻密、濃密であるが、そのことは曖昧さを意味せず、むしろ情報量が多くきめ細かいものを意味する。またそれと同時に普遍的であるということは、人間として生きるとはどういうことかという「物語」（同・七八）を自分に語り、そして仲間や自分とは遠い関係の人のそれを想像していくことをヌスバウムは予想する。

こうしたヌスバウムの視座は、ケアの要素である「他者への配慮」、「相手のニーズを想像し感受する」というものを含むが、普遍性やアリストテレス的な人間の観念を持ち出すためにケアの倫理の立場とはまた少し異なる。

以上から、「ヌスバウムはケアの要素を分配的正義に回収しているわけではない」ということが理解でき、彼女の提供する議論は「正義」対「ケア」論争の中の議論の内の一つとしてではなく、別の角度からケアの倫理を考察するヒントを与えてくれるものである。

三、「能力アプローチ」の源泉としての「対話」と「物語」という要素

『正義論』を土台とするロールズの構想は、ヒュームの正義の情況とカント的な観念を持ち合わせている。ヌスバウムは、ロールズが彼の構想において、障害者を包摂しきれないことを難点だと考えている点について評価している。そこには、他者をたんなる手段にしてはならないというカント的な人格概念が働いている。しかし、契約当事者の相互利益性から契約を基礎づける以上、カント的な人格概念から逸脱せざるをえない。というのは、相互有利性を發揮し得ない障害者（とりわけ重度の器質的損傷を持つ者）のような存在は契約から切り離されるからだ。これにたいして、知り合いや身近な人の不幸を目の前にして、自分だけが幸福である状態はありえない、というアリストテレス的な徳の発想を用いてヌスバウムはこの問題を考える。

このように、「能力アプローチ」はロールズの理論から一歩進んでいる。だがここで新たに考えるべき点は、ある特定のひとにとって、どのようなことがそのひとの機能を現実に実現できるようにする能力であるのか、という点である。前述のヌスバウムの挙げた十項目の能力は、尊厳のある生活の最小限の要件であって、最小限すなわち閾値までは達成されるべき目標を意味していた。しかし、ここで、ある特定のひとが障害等の特定の理由があつてその機能を実現できないでいるときに、それを現現できるようにさせるにはどうすればよいのか、換言すれば、「そのひとの」「その機能」にとって、何が能力であるのかを提示しなくてはならない。（能力を閾値という基準をもって形式的に分かりやすく絞ることに一定の意味があることは認めるが、このような分かりやすさは、発生した出来事をシンプルにまとめた「あらずじ」の簡潔さと同じである。能力は、そのひとそのひとの機能を可能にさせるための深い配慮を必要としており、複雑であることに意味がある。）

具体策として「個々人が多種多様な能力のニーズに気づくための能力を持つこと」というような解答が提出されるなら、その解答は第一に、他者のニーズに気づく側が能力を高めるという意味で、自己の完成を目指していることを示唆している。(背景には、ヌスバウムの持つようなアリストテレス的な観念が影響していると考えられる。)しかし、この問いと解答の構造は批判されるべきである。それは、能力は人びとが「なしえること、なりえること」を第一義的に考えるはずだったのに、ここでは人びとがなしえるように、なりえるように援助する側の成長や人格の陶冶を目指すことになり、目的が変わってしまうからである。

ヌスバウム自身が予想する、「物語を想像する力 (story-telling imagination)」はどうか。ここで用いられる「物語」は「人間の尊厳に見合った」とか「人間として生きることの全領域にわたる人間的な諸目的としての」(川本七七)などと形容されるように、個々の生き方に対してやや硬直したニュアンスがつきまとう。このことは「直接に人びとを見る」という、ロールズの構想と差異化を図つたはずの能力アプローチの利点を失くす。では、もつと直接に結果、つまり人を見るときはどういうことか。私はそれを、「対話」と「対話を通して作られる物語」⁽¹⁰⁾だと捉える。

対話は、話し手と聞き手のいずれかがゴールに向かつて導くものではない。対話が真剣にかつ、特定の意思に誘導されずに行われている時、最初からその対話の帰結を知る者はいない⁽¹¹⁾。その対話の背景には二人の間の関係性が考慮されており、それが表立って何かに向かわせるといえるものではないのだが、「通奏低音 (Thorough bass)」「メイヤロフ…一八一」のような形で、その人の独自で、かつ首尾一貫した「物語」へと導く。

この時の「物語」という語は、ヌスバウムの使うそれよりも対話を通してとりだされる具体的な内容を含み、したがって可変的な性質を持つ。なぜなら、ここでの「物語」は、話し手と聞き手(対話である以上、その役割は固定さ

れずに交替するが）それぞれの自己同一性をないがしろにすることなく、むしろ各々が持つ、自己同一性から生まれた言葉が混ざり合う対話に、物語の行き先を委ねるといふようにして考えられるからだ。このことは、「人間の」尊厳や「人間として」生きるということのような、広範囲の抽象的な人間像を射程に含む規定を前提としないので、個人人の描写をよりはつきりと捉えることが可能となる。

「対話」や「対話を通して作られる物語」を可能力アプローチの前段階に組み込む利点はここにある。というのは全ての人が人生を歩む際に、必ずしも徳の涵養を目指しているわけではないからである。ヌスバウムは、彼女の原風景にあるアリストテレス的な人間観から、さしあたりは人々の「中心的な」可能力を充足させることに重きを置いている。このことは中心的な可能力のうちのどれかが、ある閾値以下である状態の人々、つまり「人間の尊厳に見合っていない人」に対して、社会設計の目を向けさせるといふ意味合いにおいて非常に有用である。しかし人々を、より精緻に「異なる個人」として考えるときに重要なのは、「なぜ特定の可能力が、彼ないし彼女には必要不可欠であるのか」を判断する（あるいは理由づけをする）目線を持つことである。もし一人ひとり異なる個人が揃って徳の涵養を目指す場合（現実的に考えて多くの人がこの場合に当てはまるだろう）、そのために必要な可能力のリストは似たようなものになるだろうし、これは「中心的な」ものかもしれない。だが忘れてはならないのは、可能力という構想は、様々な機能を達成できるようにするための実質的な自由として捉えられ、たとえ選択の結果が同じでも、その背景にある選択肢の幅の広さに価値を見出す構想であるということだ。そうであるため力点を置くべき着眼点は、人々の背景に存在する彼らの生き方に幅の違いを生み出す諸々の事情であり、これを浮かび上がらせる手法が「対話」、「対話を通して作られる物語」である。

ここで、教育について可能力アプローチを用いて考えてみる。可能力アプローチによって提言されるのは社会政策

であつて教育に絞られるわけではない。だが、ヌスバウムも知的障害をもつ子どもたちを例にして能力アプローチを説明している箇所がある。(ヌスバウム…一三三、二二六、二二四等) そのことからしても、能力アプローチが切り開く視点を考えるために、教育を例にとることはまったく逸脱しているというわけではあるまい。

教育は同一年齢の子どもに対して同程度のカリキュラムを学ばせるものであると同時に、個に対応したものでなくてはならない。このことは、児童や生徒の発達の段階に教育内容を合わせていくことによつて可能になるが、反対にともとも存在する教育内容に、児童や生徒を誘導していくことではない。ヌスバウムも知的障害者の教育に関しては、「適切なケアは、発達における(中略)揺れのあるばらつきによく適合したものでなければならぬ。(中略)知的損傷のある人(認知症やアルツハイマーの高齢者も含む)にとつての適切なケアとは個別化されたケアである。」(同…一九六) というように、一人ひとりに別の対応をすべきだと述べている。能力アプローチという観点を用いて教育を考える際に、現場の教師が子どもたちに対して行う働きかけの過程には「対話」がある。

学校の日常生活の場面においての「対話」は、子どもが声に出して教師と談話したり、子どもの仕草や他の子どもとの関わりを間接的に教師が見ることが当てはまる。子どもたちとの談話の内容や、日常生活における彼らの仕草を真剣に観察することによつて、一人ひとりがどういった場面で、どういう表情をするのかを理解することができる。このことは彼らの「社会科は得意であるが別に興味はない」、「得意な教科は物理や数学であるが、恋愛ドラマが好きだ」というような、テストの結果だけでは判別が不可能な、彼ら一人ひとりが持っている複雑な情報を教師に提供してくれる。この複雑な情報同士は特に論理的な結びつきを有していないが、それらの情報全てを持っているのは該当の子どもしか存在しないはずである。こうして対象の子どもがいかにして「ある状況においては、ある表情を浮かべる」ようになったのか、また「得意なことと興味のあることが違うのはなぜ」なのかを把握することができるように

なる。この行為（対話）を繰り返し行うことで子どもたちの考え方や趣向の一貫性、また彼らそれぞれの目指している自己像を理解することができるようになる。このような理解の存在を相互が確認することを持つてして、児童や生徒と教師の関係には一定の相互理解のしかたが生まれる。

また、子ども自身の特徴を理解することの他にも、「対話」を用いた能力アプローチが、子どもの周囲の環境に対して有効に作用する場面がある。例えば子どもたちの学習意欲を向上させるという状況がある。その状況は直接に子どもたちの関心のありそうな内容を含む授業を行うことで、子どもたちの学習意欲を掻き立てようとするのではなく、その子どもたちの背景の家庭環境や、家庭の経済状況に目を向けるという方法によつて解決される。その方法が有効であるのは、（一概に言うことはできないが）保護者の子どもたちの勉強や成績に対する意識や経済的な余裕が、子どもたちの学習意欲に少なからず影響する、ということが関係している。将来的には自分の子どもを家業の担い手にさせたいと強く願い、そのためには学校の勉強よりも家業のノウハウを覚えさせた方がよい、と考えている保護者の下で育つ子どもたちの学習意欲は、他の、そのように考えていない保護者に育てられる子どもよりも低い水準になるかもしれない。家庭の経済的な事情で、高等教育機関に通える余裕のない子どもは、そうでない家庭環境で育つ子どもに比べて、将来的な学校教育のキャリアを考える際にはどうしても、取りうる選択肢の幅が狭くなるので、学校での勉強に対する意欲が低くなるかもしれない。現代の社会（とりわけ我が国において）このような問題を抱えている子どもたちの存在は、想像に難くない。これらの場合の、子どもたちの学習意欲の低さという問題の源泉となつているのは、子ども自身ではなく、その子どもたちの周囲の環境である。その問題の原因への対策を社会政策として行う場合、保護者に対して、学校教育が子どもたちの将来に与えるメリットを説明する教育セミナーを行うことや、経済的に困窮している家庭へ補助金を与えることで、ある程度の原因は解消されるだろう。しかし、自身の子どもたちの勉強への関心が同程度に低い保護者同士で

あっても、そのような勉強に向ける関心の低さが表面化するに至った経緯や理由はそれぞれで異なる。経済的な状況に関しても、それぞれの家庭がどのような経緯を経て、そういった状況に立たされているのかは家庭ごとに異なる。その解決のため、社会政策としてセミナーを行ったり、補助金を与えたとしても、個々人の思考や経緯の差異を確認することができないため、社会政策の意義が対象者一人ひとりの心に響かず、結果として子どもの学習意欲の向上というゴールには繋がりにくい。これらのセミナーや補助金の給付という社会政策は「対話」という、個人の心情を精緻に描写する過程を通過し、対象者がなぜ、現在の状況に陥ってしまったのかという、個々人ごとに異なる背景を精確に把握することで、彼らに政策の真意が伝わりやすくなり、結果として子どもたちの周囲の環境、つまり子どもたちの学習意欲に関わる能力を向上することに繋がるだろう。能力アプローチを用いて教育に対する政策を提言するとして、「対話」という過程を飛ばしたとしても、子どもの周囲の環境について大まかに考えることは可能である。しかし、子どもたち一人ひとり、またその子どもたちを支える保護者の数だけ、考慮すべき背景の要因は存在する。能力アプローチが、個々人の様々な特徴を積極的に汲み取ることによって、より大きな成果を挙げられるとするならば、能力アプローチが「対話」という過程を経ることには意味があると言える。

能力アプローチを精密に運用するためには必要なのは、(素っ気無く聞こえるかもしれないが)個々人の実情に関する情報収集である。個々人の実情は、個々人に起きた出来事を調べることだけで全貌を知ることとはできない。その人がその出来事に直面した時に何を感じ、どんな表情を浮かべたのか、彼ないし彼女の、どのような背景がそのような感情、行動を発現させるに至ったのかまで調査しなくてはならない。その調査は社会政策を検討する際に素材としてしばしば用いられるような、事前に問題と解答法が決まっているアンケートで行われるだけでは十分ではない。相手について聞きたいことや話したいことが、話の中で徐々に変容し、「本人も意識していないニーズを(中略)掘り

起こす」(品川二〇一五・一七〇) ことができる対話によって行われるべきである。先程、対話によって子どもの能力を見出していくという例を挙げたが、これはマークシートで記入する「日常生活のアンケート調査」のような形式の調査よりも明らかに多くの時間と労力を要するが、より精確に個々人の実情を知ることによって個々人の能力の増大が見込めるのならば、例えば教員の数を増やしたり、教員一人あたりが受け持つ子どもの数を減らすことで対話の量、質とともに向上させられるだろう。社会政策の具体案として、能力の向上に目をつけるのならば、子どもがなしていることを実際になしうるために何が必要かということを発掘するのに掛かる人員や費用も注目すべきである。しかし、ヌスバウムが指摘しているように、可能力アプローチは可能力への配慮を正義の問題として主張するので、社会的費用によってそれを断念することは許されない⁽¹²⁾。

対話は、繰り返し返されることで力を増す。数を重ねる度に、相互の能力をより尖鋭に見抜くことができるようになり、新たな気づきが生まれ、これを補完するようにまた新たな対話を生む。これはさながら、小説の中の登場人物が作者のペンよりも先に動いてしまうようなものであり、そういう場合にこそ、物語の展開は活力に充ちたものとなる。

むすび

以上、本論考では、ロールズの正義論が社会の構築について重要な展望を提供していることを説明し、次いで、その正義論に対してヌスバウムが評価しつつも、ロールズの構想が必然的に伴う問題点を克服するために、可能力アプ

ローチを提唱していることを説明した。最後に、あるひとがその機能を現実に実現するためには何が必要なのか、言い換えれば、その機能に対する可能性とはどういうことなのであるのかを発掘するための手がかりとして、ヌスバウムは十分に展開していない概念、「対話」や「物語」が寄与する可能性について指摘した。

参考文献

※引用註は本文中に○に著者名、コロンのあとにページを記し、同一著者から複数の文献を引用する場合には著者名のもとに発行年を記して区別した。

川本隆史、『現代倫理学の冒険——社会理論のネットワークキングへ——』、創文社、一九九五年。

ギリガン・キャロル、『もうひとつの声——男女の道徳観のちがいとアイデンティティ』、岩男寿美子監訳、川島書店、一九八二年。

品川哲彦、『正義と境を接するもの——責任という原理とケアの倫理』、ナカニシヤ出版、二〇〇七年。

——、『ケアと正義の反転図形』と〈ふくらみのある正義〉、『法の理論』三三三号、成文堂、二〇一五年。

セン・アマルティア、『福祉の経済学——財と潜在能力』、鈴木興太郎訳、岩波書店、一九八八年。

ヌスバウム・マーサ・C、『正義のフロンティア——障壁者・外国人・動物という境界を越えて』、神島裕子訳、法政大学出版社、二〇一二年。

メイヤロフ・ミルトン、『ケアの本質——生きることの意味』、田村真、向野宜之訳、ゆみる出版、二〇〇一年。

ロールズ・ジョン、『正義論 改訂版』、川本隆史、福岡聡、神島裕子訳、紀伊国屋書店、二〇一〇年。

注

(1) 教育心理学者のキャロル・ギリガン (Carol Gilligan) の『もうひとつの声』は、コールバークの人間の発達モデルがもつばら男性のみに焦点を当てたものであると批判した。その批判の主な内容は、女性特有の責任への葛藤や、道徳上のジレンマに陥った際に見受けられるためらいの思考や行動は、男性的な権利の優先順位を与える思考に当てはめた際には女性側が劣ってしまってみえることである。ギリガンは「ハインツのジレンマ」の問題から、男女のアイデンティティの確立の仕方の違いを始めとして、道徳的判断の仕方とも様ではないということに目を向ける。道徳問題の判断を権利や規則の問題だけと考えるだけでなく、別の領域にあるものとして責任や思いやり (II ケア) の存在を道徳問題の環に加えることの重要性を述べており、配慮、気づかい、思いやり、世話をすることを基底とする倫理的次元をケアの倫理 (ethic of care) と名付けた。

(2) 品川は、『正義と境を接するもの』で、ホネットとハーバマスが、正義の倫理とケアの倫理、責任原理の関係性を「正義の他者」と表しているのとは異なる視点で両倫理理論を位置付けている。「ケアの倫理は正義にとって異質ではあるが、正義が所与として前提している、「存在すること」そのことに関わってくる。存在している人間は生きているものばかりだから、(中略) 生のうつろいやすさ、損なわれやすさは (正義の倫理が) 鮮明にうけとめられるとはかぎらない。一方、慈悲や思いやりのようになじみの觀念と同種とみられるかぎりは正義にとつての他者ではない。こうして、(中略) ケアの倫理は、その異質性の点では正義の外部にあり、一方、その提唱する規範が正義の倫理のなかに内部化されるか、あるいは、両立しうるものとして処理できるかぎりはなじみの隣人のように扱われる傾向にある。両者のこの微妙な位置づけを、本書は正義と境を接するものと呼んできたわけである。」(品川二〇〇七:二七九) 理論が異なるということは、単一の理論の視野では感知できない問題を照らすことができるということだと理解している。

(3) 可能力 (II 潜在能力) (capability) は、ひとの機能 (注 (8) 参照) の集合として捉えられる概念で、そのひとが「なにをなしうるのか」「どのような存在になりうるか」を示す。後述のアマルティア・センでも用いられる概念であり、哲学においてはヌスバウムに、経済学によつてはセンによつて多少異なる仕方で開催される概念である。

(4) □ は、引用者の加筆による。以下同様。

(5) 第一原理……「各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な制度枠組みに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範といつても他の人びとの諸自由と同様に広範な制度枠組みと両立可能なものでなければならない。」(ロール

ズ・八四)第二原理……「社会的・経済的不平等は次の二条件を充たすように編成されなければならない。(a)そうした不平等が最も不遇な人びとの期待便益を最大に高めること、かつ、(b)公正な機会の均等という条件のもとで全員に開かれている職務や地位に付帯する「ものだけに不平等をとどめるべき」こと。」(ロールズ・一一四)なお、(a)が格差原理で、(b)が公正な機会均等の原理である。

(6) 正義の情況 (circumstances of justice) は人間の協働は可能であり、かつ必要不可欠なものとするための世界の状態設定のことで、そのうち客観的な状況は、諸個人の知力・体力がほぼ同程度であり、個人は数によって圧倒される存在であり、世界の資源には適度な希少性があるという状況として説明される。主観的な情況として、各々のニーズや利害関心が大体同じであることを定めている。ロールズはこの内容をヒュームの論(『人性論』(A Treatise of Human Nature))、『道徳原理の研究』(An Enquiry Concerning the Principles of Morals) にほぼ従っている。

(7) 社会的基本財とは、合理的な人生計画を首尾よく実現するために必要となる諸々の財(善)の集合のことで、「合理的な人間が他に何を欲していようと、必ず欲するだろうと想定されるもの」(ロールズ・一一四)である。無知のヴェールで情報制約を受けていたとしても、世の中の様々な職や立場や経済のシステムといった、基礎的な知識を人びとは依然として理解しており、それらの様々な状況の、どのような時にでも必要だと考えられるものは所得と富である、とロールズは想定しており、原初状態下の人々は「合理的な」諸個人であるため、ロールズと同様に考えるだろうと想定されている。社会的基本財は大別すると、権利、自由、機会、所得及び富である。「自由や機会は主要な制度のルールによつて規定され」(同・一二五)る、つまり第一原理、第二原理の条項の内容とフィットする。所得及び富はこれらの制度下で配分されるべきものだと考えられている。所得は給与、富は財産という理解をしている。

(8) センにおける「機能(functioning)」は、他に採ることのできる選択肢Yがあるのにも関わらず、あえてXを選んで行うことができる」と理解せよ。

(9) またそもそも「社会的基本財」つまり、誰もが必要とする財という概念は、人間の個性(性別、体格、年齢、健康状態、性格など)を無視しており、個々人のニーズの多様性に疎い概念であるという点を指摘する。しかしながらセンはロールズの『正義論』を評価する態度を取っている。というのも、「社会的基本財」が今日の社会政策において完全に意味を失くしてしまうということはあり得ないからである。センの主張は「社会的基本財」の構想だけでは捉えきることのできない、人間としての善い生き方に関わる、「財」とは別の変数が存在しているという主張である。

(10) 「対話」「対話を通して作られる物語」での「対話」は、話の終着点を収斂させようとする「討議」や、論理によって円滑に内容を進める「議論」や、相手の意見の誤りを指摘し論じ返す「論駁」とは区別される。また「対話」は比喻であり、「面会」のようなものと考えてもよい。重度の障碍、とりわけ話すことでコミュニケーションのとれない人に対してでも、横にいたり、傍らにいたりすることによって関係性が生まれ、そこで両者の役割を方向付けることは可能ではないかと考える。「対話を通して作られる物語」は、両者の対話を通して作られるので、AとBの二人の対話であれば、「AとBの対話の中で見えてくる、AとBの関係性とその方向性」を指し示すものである。そこで二人の関係性や方向性のあり方を、「個人Aを分析するとき」、「個人Bを分析するとき」の双方に参照、反映させることで、A、B双方の可能性をより鋭く描くことができると考える。

(11) 対話のこの機能は、ガダマー (Hans-Georg Gadamer) の対話の分析にもとづくが、ガダマーについては品川教授の教示による。アンケートのようなしかなしかなでなされる対象への情報調査は、どうしても質問が最初から決められている。そのような方法で行われる社会政策が一定の成果を揚げているとしても、会話の中の思考や状況において常に変化する個人の状態を完全に把握することは不可能である。本文中に実例として挙げた教育現場においても、子どもたちの思考や行動は目まぐるしく変わるものであり、教師と子どもとの間の「対話」の形も徐々に変化していかなくてはならない。「この生徒に対しては常に人間関係の話を聞こう」「この児童に対しては毎回家庭環境の話を持ち掛けよう」というような硬直した質問を繰り返すのではなく、子どもと自分(教師)との間柄を常に省みること最適な「対話」を生み出すことが求められる。それは特定の意志によつて操られているものでもなく真摯に、真剣に両者の関係に向き合うことによつて実現できる。

(12) ヌスバウムの議論の中で登場する、それぞれ異なる障害を抱えるアーサー、ジェイミー、セーシャは社会的費用によつて支えられなくては彼らの人生の幅を広げていくことができない。しかしそのように彼らの生活をサポートする社会的費用は無限ではなく、加えてアーサー、ジェイミー、セーシャは将来的に、彼らの生活にかかった社会的費用を返還できる生産的な見込みがない。社会契約の基礎づけになっている、相互有利性の考え方を推し進めるのであれば、こうした費用対効果の高くない社会的費用の用いられ方は避けるべきである。このことに対しヌスバウムは、「どの社会的給付のプログラムにも限界があるのは明白である。(中略)だが、アーサー、ジェイミー、セーシャを包摂する協働の意義、そして彼らを教育しかつ彼らの発達を適切なケアをもつて支援することを目指す協働の意義は、伝統的に解釈されてきた意

味での相互有利性の観点のみで理解されるべきではない。そのような問い立ては出発点としては間違っているように思われるし、社会的協働の第一義的な根拠の説明としても間違っているだろう。」(ヌスバウム…一五〇)というように、障害者やケアが必要なひとへの政策的支援は社会的費用によって妨げられるべきではないと指摘している。